

令和6年11月26日

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会長 宇野 篤哉 様
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会東部支部
支部長 石黒 巖 様

富士市上下水道部
(水道維持課)
(下水道建設課)
(下水道施設維持課)
富士市都市整備部
(建築土地対策課)

位置指定道路の係る承諾書の取扱について(回答)

時下、貴協会におかれましては、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

日頃より、住宅・宅地の供給促進と活性化に関しまして御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年11月8日付けの要望書につきまして、次のとおり回答いたします。

私道に隣接する土地所有者が、私道に給水管や排水管等のライフラインの設備を設置し、又は当該私道の共有者が共有するライフラインの設備を使用する場合の同意について、私道又は設備の所有者の一部が所在不明である場合や設備の設置・使用を拒む場合等では、対処法が明確でないことから、対応に苦慮する事態が生じていたと認識しております。

令和5年4月1日施行の改正民法において、土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ継続的な給付を受けることができないときは、当該土地の所有者に対する通知を行った上で、継続的な給付を受けるために必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる旨が明確化されました。

これを受けまして、富士市上水道事業及び下水道事業では、上記事例に該当する申請について改正民法の趣旨に基づく受付手続きを引続き進めるとともに、特定行政庁の窓口である建築土地対策課においては、位置指定道路の申請に際し、関係機関に対して適切な対応を行うよう周知及び指導をまいります。